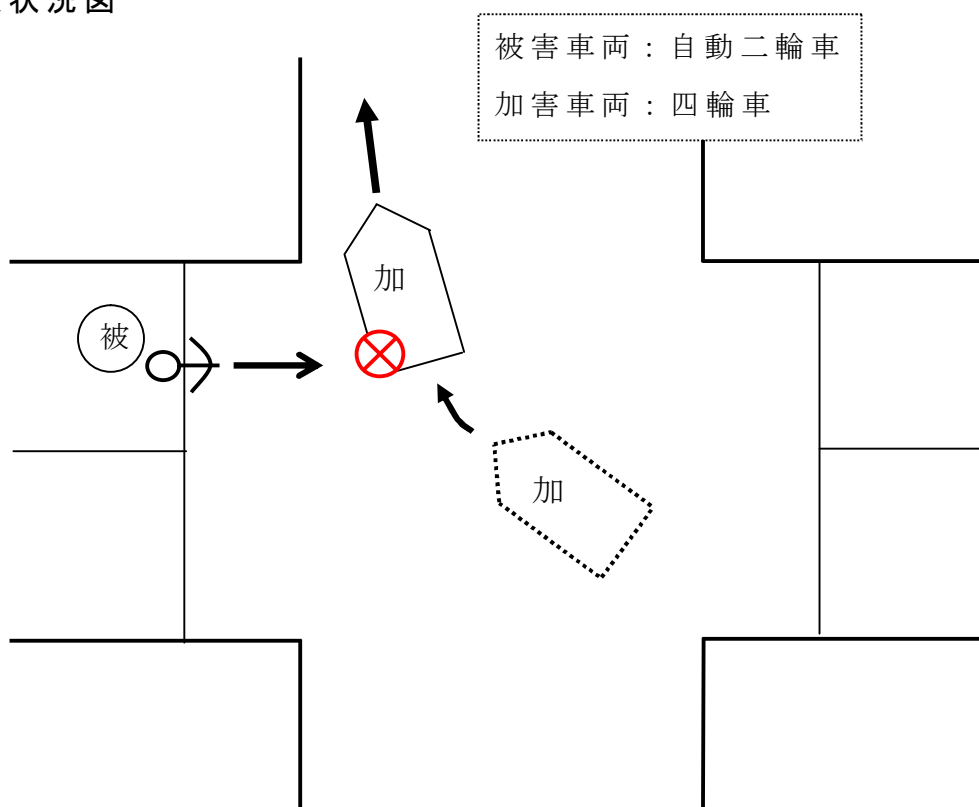


## 事例 6

自動二輪車(被害車両)が直進、四輪車(加害車両)が右折の事案で被害者の過失が 5%とされた事例

### 事故状況図



### 事故状況の説明

被害者が死亡した案件である。

この事故は 3 つの段階からなっている。

第 1 段階・・・被害車両と加害車両の衝突

第 2 段階・・・被害者は転倒、加害車両は停止した

第 3 段階・・・加害車両が発進、被害者が轢過

被害者は第 1 段階で負傷し、第 3 段階で死亡をした。

一見すると判例タイムズ 140 図が適用され、被害者の過失が 15%とされる事案である。しかし、第 2 段階で加害者には被害者の救護義務が生じているにもかかわらずその義務を怠って、漫然と車両を発進させたことを根拠に被害者無過失、加害者過失 100%であると主張した。

## 経過

1 審判決は被害者に 5%の過失を認めた。双方控訴せず、1 審判決が確定した。

## ポイント

被害者遺族は 5%の過失に不服であったが、死亡慰謝料は赤本基準を相当超えた額を認めていた。判決はそれで全体のバランスをとっており、その点を評価し控訴をしなかった。

第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階と複数の行為が存在している場合、その一部のみを取り上げて過失が判断されるわけではないということである。過失相殺は最初から最後まで被害者、加害者の行動を総合的に視野において判断されるのであるが、この事案は裁判官が異なれば結論も異なっていたと思われる。

控訴していたならば、被害者無過失となっていたかもしれないが、その代わり死亡慰謝料は赤本基準まで下げられていたはずである。